



30 資第 189 号

平成 30 年（2018 年）10 月 2 日

一般社団法人長野県宅地建物取引業協会 御中

長野県環境部資源循環推進課長

廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定等について（依頼）

日頃より、当県の廃棄物行政に御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 17 第 1 項の規定による廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定に係る周知等については、廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定等について（平成 27 年（2015 年）7 月 28 日付け 27 資第 201 号長野県環境部資源循環推進課長通知）にて依頼したところですが、今回新たに別表の番号 7 に掲げる区域を指定区域として指定しましたのでお知らせします。

つきましては、追加された指定区域について貴協会会員への周知をお願い申し上げます。

なお、指定区域一覧表は県のホームページでもご覧になれます。

<指定区域一覧表の掲載ページ>

<http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling>

[/haikibutsu/siteikuiki.html](http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/siteikuiki.html)

資源循環推進課廃棄物審査係

課長：伊東 和徳 担当：山崎 千晴

電 話：0 2 6 - 2 3 5 - 7 1 6 4

FAX：0 2 6 - 2 3 5 - 7 2 5 9

E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp